

復興大臣 平沢 勝栄 様

双葉町の復興や地方創生

に向けた重点要望について

(要 望 書)

令和2年9月

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町議会議長 佐々木 清一

## 重点要望項目

1. 中間貯蔵施設を受け入れた双葉町における、世界の関心を集める新たなまちづくり、住民帰還促進と新規居住者確保のための施策実施に関する重点的・戦略的なサポート  
【復興庁・経産省（内閣府）・環境省】

- イノベ構想を担い、帰還者を増加させかつ移住者の獲得に資する、コロナ後を踏まえた、世界の先駆けとなる、地方創生のモデルにもなる新たなまちづくりへのサポート
- 復興・創生期間（第二期）における十分な財源の確保

2. 町内全域の避難指示解除に向けた見通しや方針決定

【復興庁・経産省（内閣府）・環境省】

- 帰還困難区域を含めた町内全域で帰還が可能となる生活環境の確保に係る、国としての見通しや取組の提示
- 中間貯蔵施設における除去土壌等の県外最終処分の確実な実施
- 長期避難継続の現状を踏まえた適切な生活再建支援策の実施

3. ALPS 处理水の取扱い【経産省（内閣府）】

- 国としての責任を持った方針決定

4. 令和4年（2022年）春頃の特定復興再生拠点区域の確実な解除等に向けた支援

【復興庁・環境省・経産省（内閣府）】

- インフラの確実な整備に係る予算・手続・人的リソースに係る支援
- 住宅用地に関する固定資産税の特例措置の延長
- 2020年国勢調査に基づく地方交付税算定に係る特例措置の実施
- 営農賠償と一団地事業の推進との両立
- 利用見通しがない公共施設や住居等の既存ストックの、官民連携等による有効な活用に係る支援

## 重点要望

### 1. 中間貯蔵施設を受け入れた双葉町における、世界の関心を集める新たなまちづくり、住民帰還促進と新規居住者確保のための施策実施に関する重点的・戦略的なサポート

【復興庁、経済産業省（内閣府）、環境省】

双葉町は、福島第一原子力発電所の所在町であり、原発事故による影響が特に甚大であり、それは今もなお継続しています。また、中間貯蔵施設を苦渋の決断のもと受け入れており、双葉町は格段に厳しい状況に置かれております。

しかし、我々は、そのような厳しい状況に置かれているからこそ、アフターコロナや脱炭素など世界の潮流をも踏まえた、従来にない新たな価値を発信できる特徴的なまちづくりにチャレンジし、福島イノベーション・コースト構想を担い東京一極集中を打破するとともに、日本のみならず世界の関心を惹きつける地域づくりを目指す決意です。

そのため双葉町において主体的かつ戦略的に各種施策に取り組んでいきますが、知見やネットワークを有する国やサポーターが欠かせません。現在も、環境省による「大熊・双葉環境まちづくりミーティング」の主催や、復興庁・内閣府による両町の取組への個別伴走支援の実施等をいただいており、大いなる後押しとなっていますが、予算面の裏付けの拡充も含め、今後より一層のお力添えをいただきたいと考えております。以下の通り要望いたします。

① アフターコロナや脱炭素など世界の潮流をも踏まえた、従来にない新たな価値を発信できる特徴的なまちづくりにチャレンジし、福島イノベーション・コースト構想を担って東京一極集中を打破するとともに、日本のみならず世界の関心を惹きつける地域づくりを目指す双葉町に対し、国として今後も、より一層の後押しをいただきたい。

② 令和3年度～7年度の復興・創生期間（第二期）における復興財源は、福島県で1.1兆円とされているが、これまでの10年間と比べると格段に規模が小さくなっているため、これから復興を本格化させる双葉町の取組推進に対し必要な規模を確保できるよう、十分な支援をお願いしたい。

## 2. 町内全域の避難指示解除に向けた見通しや方針決定

### 【復興庁、経済産業省（内閣府）、環境省】

双葉町では本年3月にそれぞれ一部区域の初めての避難指示解除が実現していますが、あくまで一部区域に留まり、令和4年に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現しても、双葉町にはそれぞれ帰還困難区域が広範囲に残り、その解除に向けた見通しはいまだに示されていません。

町内全域において放射線量が低減され、居住が可能となる生活環境が確保されない限り、到底、町が復興したとは言えません。発災からすでに9年以上が経過する中、町内全域での居住環境整備の見通しが立たぬ現状に対し、帰還をあきらめる町民が増えています。

また、双葉町は言うまでもなく、苦渋の判断により中間貯蔵施設を受け入れているところですが、法律上も規定されている県外最終処分の実施に向けた動きが進んでいるように見えないことにつき、町民は大きな不安を抱いています。

そのように避難生活のさらなる長期化を余儀なくされる町民が多いなか、避難に係る精神的、経済的に被っている苦痛は多大なものであり、町民の被害実態に即した賠償の実施が必要不可欠であるとともに、住まいや健康、今後の生活の見通しなど、避難生活における課題は多岐に渡る状況です。それを踏まえ、以下の通り要望いたします。

- ① 「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との方針に基づき、原子力政策を推進してきた国の社会的責任も踏まえ、帰還困難区域全域の帰還環境確保・避難指示解除に向けた見通しや取組方針を、早急かつ具体的に示していただきたい。
- ② 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分が法定されていることを踏まえ、処分地の選定を含む県外最終処分に向けた取組を目に見える形で進めていただきたい。
- ③ 震災による原発事故から間もなく10年が過ぎようとする中、未だに避難生活を余儀なくされている町民の被害実態に即した賠償が確実に行われるよう、引き続き国から東京電力を強く指導するとともに、中間指針を適時適正に見直していただきたい。

また、長期の避難生活を強いられている町民の生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を踏まえた上で、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、特段のご配慮をいただきたい。

### 3. ALPS 処理水の取扱い

【経済産業省（内閣府）】

福島第一原子力発電所において保管量が日々増大している ALPS 処理水をめぐる取り扱いについては、現在国を中心に検討が進められているところですが、まもなく設置できるタンクの数は限界に到達することが見込まれていることから、早急な対応が必要となっているところと承知しています。そのため、所在町および中間貯蔵施設を抱える双葉町の立場から、以下の通り強く要望いたします。

国においては、この問題が帰還の妨げになっていることを十分に認識し、根本的な問題解決を先送りすることなく、国として責任をもって対応策を早急に決定していただきたい。

## 4. 令和4年（2022年）春頃の特定復興再生拠点区域の確実な解除等に向けた支援

【復興庁、経済産業省（内閣府）、環境省】

双葉町では、復興を本格化させ、新たなまちづくりを具体的に展開するべく、現在認定されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標時期を令和4年春頃とし、それに向けてインフラ復旧等の取組を加速しているところです。

しかし、下水道の復旧や、公営住宅の整備などをはじめとする生活環境インフラの整備は、解除目標に向けてタイトなスケジュール感で進めていることから、国によるフォローをいただきながら進める必要があります。

また、解除にあたっては、町における十分な財源の確保や、家屋解体に伴う固定資産税の課税に係る課題等、多岐にわたる課題を整理し解決することが必須となります。そのため、特に以下の項目について要望いたします。

- ① 避難指示解除要件ともなるインフラの確実な復旧・整備にあたり、令和3年度に必要な予算の確実な確保をお願いするともに、整備進捗に影響する人的支援の確保や進捗のフォロー等を隨時強力にお願いしたい。
- ② 拠点区域全域の解除によって、固定資産税の課税が開始されるのは当然であるものの、避難生活の長期化や家屋解体等の事情をご考慮いただき、激変緩和措置や、被災住宅用地等に係る課税の特例適用に関し、ご配慮をいただきたい。
- ③ 本年に国勢調査が実施されるが、双葉町においては居住を開始していない現状であることから、地方交付税の算定に悪影響が出ないよう、前回調査時と同様に、特例措置の実施をお願いしたい。
- ④ 営農賠償をめぐる平成29年時の一括賠償の「その後」の賠償をめぐる東京電力の方針が、双葉町の復興の根幹をなす一団地事業の実施に係る用地取得の妨げとなることがないよう、東京電力への指導を継続いただきたい。
- ⑤ まちづくりにあたって、利用される見込みのない家屋等の建物や、本来目的での利用意向のない公共施設を、民間の活力を生かして有効に活用することが有意義であることから、予算措置や税制措置等の拡充等、継続的な支援をお願いしたい。



(本件事務取扱)

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 田中 聖也

電話：0246-84-5200

住所：（いわき事務所）福島県いわき市東田町2丁目19-4

（本庁舎）福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28